

鈴鹿市告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

なお、予算の要領については、鈴鹿市政策経営部財政課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月26日

鈴鹿市長 末松 則子

令和6年度 鈴鹿市一般会計補正予算（第7号）